

# 2024年度 法学部 編入学・学士入学試験問題

科目名

論文(社会科学)

憲法改正に関する次の二つの問の両方に解答しなさい。

問1 日本国憲法の改正について定める96条によれば、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と規定され、改正案の発議に特別多数決が必要とされている。これは、言い換えるといずれかの院で三分の一の議員が反対すれば憲法改正自体がおこなえないことを意味している。これは過半数による多数決によって決定するという民主主義の考えかたとは矛盾するようにもみえる。なぜ憲法がここで特別多数決を求めているのかを論じなさい。

問2 問1でみるように、憲法の改正には、国会の発議と国民の承認という手続きが定められている。では、この改正手続きに従えば、いかなる内容の改正もおこなうことが許されるのであろうか？ 憲法改正権の限界の有無にかかわるこの問題について、限界説における限界の対象となる内容（あるいは規定）にも言及しつつ、論じなさい。

# 2024年度 法学部 編入学・学士入学試験問題

科目名

論文(法学全般)

## 第1問

夫婦同氏制の合憲性について、(1)それがどのような問題か示し、(2)賛成の立場、(3)反対の立場、それぞれの理由づけを2つ以上示した上で、(4)あなたの見解を述べなさい。

## 第2問

Aの所有する土地甲について、長男Bが、Aから代理権授与を受けていないにもかかわらず、Aの代理人としてCと交渉して1000万円で売却する契約を締結した。その後、(1)Aが死亡しBが単独で相続した場合、(2)Bが死亡しAが単独で相続した場合、(3)Aが死亡しBと弟Dが共同相続した場合のそれぞれにおいて、Cによる甲の引渡請求はどのように扱われるか。複数の学説を挙げてそれらを検討した上で、あなたの考え方を示しなさい。